

議事録

日時：令和4年12月8日（木曜日）13時00分～14時00分

場所：Web会議

【議題】

議題1．大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税について

【議事要旨】

○川瀬小委員長　それでは、定刻になりましたので、第31回産業構造審議会通商・貿易分科会特殊貿易措置小委員会を開催させていただきます。

本日は、臨時委員14名の先生方のうち12名に御出席いただき、安藤委員と服部委員が御欠席です、定足数は充足しているということで御報告申し上げたいと思います。

議事に入ります前に、新任の委員の方がいらっしゃいますので、事務局から御紹介をお願いしたいと思います。曾根室長、よろしくお願いいたします。

○曾根特殊関税等調査室長　どうもありがとうございます。新任の委員を御紹介させていただきます。1名の委員が今回新たに任命されております。日本製鉄株式会社営業総括部・部長の黒田和男委員でございます。

○川瀬小委員長　黒田委員、一言お願いいたします。

○黒田委員　ただいま御紹介いただきました、日本製鉄におります黒田と申します。前任の宮崎の後任ということで今回拝命いたしました。大変微力でありますけれども、審議に有意義な参加ができるように頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○川瀬小委員長　黒田委員、どうもありがとうございました。どうぞよろしく御指導をお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして事務局を代表いたしまして、7月から着任されました木村貿易経済協力局長から一言御挨拶をお願い申し上げたいと思います。木村局長、よろしくお願いいたします。

○木村貿易経済協力局長　本日はお忙しい中、御出席を賜りまして、また日頃から私ど

もの行政に対し御指導、御協力を賜っております。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

今、御紹介いただきました木村でございます。私、本年7月に着任させていただきましたので、この小委員会には初めて出席させていただくことになります。

さて、本日は、溶融亜鉛めっき鉄線に関するアンチダンピング調査の結果について御報告させていただきたいと存じます。

アンチダンピング措置は、御案内のとおりでございますけれども、世界的に見ますと、金属製品に関するものが大宗を占めておりますが、我が国におきましては、初めての金属製品に関する調査案件でございます。本件につきましては、迂回行為を防止するため、調査の過程で調査対象の範囲を拡大するなど、調査当局としても初めての試みを行ったものでございます。本件を通じて、我が国のアンチダンピング調査に関する経験値も高まったのではないかなと考えているところでございます。

近年、我が国におきましても、貿易救済措置の活用を企業の皆様に呼びかけさせていただきまして、毎年新規案件の調査を行いますなど、徐々に措置の発動も活発化しているところでございますが、その一方で、世界的に見ますと、我が国の調査件数はまだ少ないというのが現状ではないかなと存じます。引き続き、企業の皆様へのアウトリーチ活動を積極的に取り組ませていただきますとともに、必要なときに、企業の皆様が適時適切にこの救済措置を御利用いただきますように、我々といたしましても、調査に関する知見の蓄積を行いながら、企業の皆様に対する必要なサポートを行ってまいりたいと考えているところでございます。

委員の先生方からも様々な意見を賜りまして、今後の貿易救済措置をよりよいものとしていきたいと考えてございますので、本日は活発な議論をお願い申し上げたいと存じます。よろしく願いいたします。

○川瀬小委員長　木村局長、お忙しい中、どうもありがとうございました。

それでは、早速本日の議題に入らせていただきます。

本日は「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税について」を議題としております。

先ほど木村局長からも御説明があったところですが、迂回の問題などもちょっと出てきまして、なかなか面白い案件だったと仄聞しております。

それでは、早速ですが、事務局から御説明いただきます。それでは、曾根室長よ

ろしくお願いいたします。

○曾根特殊関税等調査室長 資料に基づきまして御説明申し上げます。配付しております資料1-1を御覧ください。大韓民国産及び中華人民共和国産の溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税に関する議論でございます。

次のページをお願いします。調査の概要というところですが、全体のオーバービューを示しております。令和3年6月から、政府におきまして、関税率法第8条に基づきまして、大韓民国及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鉄線に関しまして、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実につきまして、調査を開始いたしました。

調査の過程で、ホウ素とかボロンと言われる物質を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線が当初の調査対象貨物と実質的に同一であると認められたことから、令和4年4月28日に調査対象貨物を拡大し、また調査期間を延長いたしました。

本日ですけれども、本年12月8日から、韓国産については9.8%から24.5%、中国産については26.5%から41.7%のAD税の賦課を5年間の期間で開始したところでございます。

次のページをお願いします。こちらのページですが、溶融亜鉛めっき鉄線とはそもそもどういうものかということにつきまして御紹介しております。まず最初の溶融亜鉛めっき鉄線とはということで、亜鉛めっき鉄線といいますのは、鉄線に防さびのための亜鉛めっきを施したものになります。

この亜鉛めっきなのですけれども、溶融亜鉛めっきという方法と電気亜鉛めっきという方法と2種類ございまして、そのうち溶融亜鉛めっきというのは、高温で溶かした亜鉛の槽に鋼材を漬けた後、冷却することで亜鉛めっきを施す工程のことでございます。ちなみに、電気亜鉛めっきと申しますのは、注で書いていますけれども、鋼材を亜鉛めっき液に浸してから電気を通すことで亜鉛めっきを施すという方法になります。今回は溶融亜鉛めっき鉄線の問題になります。

下に溶融亜鉛めっき鉄線の主な用途が書いてございますけれども、主に金網類や各種の有刺鉄線ですとか、パルプ結束線等の結束用途に用いられるものでございます。

次のページをお願いします。産業の現状ということで簡単に御紹介しておりますけれども、調査対象期間となっております平成28年度から令和2年度にかけての変化を示したものです。

我が国における韓国産・中国産溶融亜鉛めっき鉄線の輸入量につきましては、平成28年

度の2万9,897トンから令和2年度には4万3,099トンに増加しておりまして、国内需要量に占める市場シェアが上昇しているという状況でございます。

我が国における溶融亜鉛めっき鉄線の需要が、調査対象期間を通じて大きな変化がない中で、不当廉売された調査対象貨物の輸入量が増加しまして、国産品の国内販売量が他方で減少して、国内メーカーの市場シェアが下落しているという状況でございます。

3つ目のポツのところですけれども、調査対象貨物が国産品を常に下回る価格で販売されております。国内生産者は、製造原価の上昇分を十分に価格に転嫁することができなくなってまいりまして、また販売機会を失うといったこともおきまして、営業利益が調査対象期間中に減少するということが見られました。

まとめとしまして、安価な韓国産・中国産の溶融亜鉛めっき鉄線の輸入の影響から販売機会を失う等によって、国内メーカーは利潤が悪化するなどの損害を被っているという状況でございます。したがいまして、不当廉売があればということですが、不当廉売関税措置の発動による保護の必要性が産業側からはあるということかなと思います。

次のページをお願いします。こちらのページは、今回の調査の課税手続の流れについて、日付を示して御紹介したものです。簡単に御紹介しますと、令和3年3月に利害関係者からの課税の求めがございまして、令和3年6月14日に調査を開始いたしました。その後、令和4年4月28日に迂回行為のようなものが見つかりましたので、調査対象貨物の拡大及び調査期間の延長を行いました。

その後、令和4年9月13日には、利害関係者に対しまして、今回の調査の重要事実の開示手続を行いまして、これによって重要事実に関する利害関係者からの意見の表明等を受けるという手続をとっております。

その後、令和4年11月24日に、財務省の関税・外国為替等審議会の特殊関税部会におきまして議論されまして、その後、課税政令の閣議決定や公布が行われ、まさに本日、不当廉売関税の課税が始まったというところでございます。期間は5年ということでございます。

次のページをお願いします。こちらなのですけれども、不当廉売された貨物の輸入の事実に関する私どもの調査の結果を御紹介しております。御承知のとおり、不当廉売差額率というのを計算するのですけれども、こちらに式を示しておりますが、正常価格から輸出価格を引いて、それを輸出価格で除したものが不当廉売差額率になります。

計算した結果、下のボックスに書かれておりますけれども、表1のような結果になりま

して、韓国と中国の各メーカーにつきまして、適用する不当廉売差額率の結果が出ております。この結果、基本的には不当廉売された貨物の輸入事実が認められたと考えておりました。算出された不当廉売差額率は10.42%から43.42%というレンジになっております。

次のページをお願いします。こちらのページは、実質的な損害等の事実に関する調査における評価の結果をお示ししております。表2のほうに、本邦産業の状況ということで、幾つか主要なデータを示しております。これを踏まえまして、調査当局のほうで検討した結果、次のように考えております。

まず、不当廉売された貨物の輸入につきまして、最初にも少し申し上げましたけれども、本邦需要に大きな変化がない中、韓国産と中国産の輸入品が、調査対象期間中におきまして、本邦における市場シェアを拡大しております。韓国産や中国産の輸入品は、常に国内メーカーの同種製品の価格水準を下回る価格で輸入されておりました、販売されております。

本邦産業への影響というところですが、取引先への販売機会を失う等によりまして、売上高や営業利益が減少するという状況に直面しております。

因果関係というところですが、韓国及び中国以外の国からの貨物による国内製品の価格への影響等は特に認められませんでしたので、基本的には韓国及び中国からの不当廉売輸入と本邦産業に与える損害等の因果関係が認められたと考えております。

調査結果ですが、下のオレンジのボックスですが、不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められたと考えております。

次のページをお願いします。こちらのページは、重要事実の開示ということで、関税定率法に基づいて行いました手続保障の部分の御紹介をしております。こちらにも書いてございますけれども、令和4年9月13日から全ての利害関係者に対しまして、最終決定の基礎となる重要な事実として、基本的な今回の調査の内容につきまして報告する、通知するというをやっております。これはWTOアンチダンピング協定ですとか、関税定率法に基づく手続になります。

次のページをお願いします。8ページは利害関係者からの主な意見ということで、重要事実の開示事項に対する反論が御紹介されております。主立ったものが御紹介されておりますけれども、基本的には調査当局の見解というところを御覧いただきますと、私どもとしましては、重要事実として当初考えた内容を変更する必要はないのかなと考えております。

次のページをお願いします。これはまとめのページになるのですが、不当廉売関税の課税の調査結果ということで、まず本邦産業保護の必要性というボックスを御覧いただければと思いますが、不当廉売された貨物の輸入の事実につきましては、先ほど申し上げたとおりあったと考えております。また、当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があったかということに関しましても、やはりあったと考えております。因果関係の部分ですが、不当廉売関税による本邦産業の保護の必要性を特段否定するような事情があったかと言いますと、これはないと考えております。

したがって、不当廉売輸入損害から本邦産業を保護するために、不当廉売関税に関する必要性が認められ、要件を満たしていると考えております。

具体的な不当廉売関税の関税率につきましては、表3に示しております。基本的には不当廉売差額率を基に、海上運賃等の影響を踏まえて設定したのになっておりまして、期間としましては、冒頭少し御紹介しましたが、5年間課税するということを考えております。

次のページに、参考というページがございますけれども、こちらは製造産業局金属課の高橋企画官から御紹介いただければと思います。お願いいたします。

○高橋金属課企画官 製造産業局金属課の国際担当の企画官をしています高橋と申します。本日はよろしくお願いたします。

それでは、簡単に説明させていただきます。今回のアンチダンピングの課税は、あくまで熔融亜鉛めっき鉄線に対してのものとなってございまして、したがって、もう一方の種類である電気亜鉛めっき鉄線には、基本、AD税がかからないということになるのです。ただ、例えばHSコード自身はそもそも同じという事情もありますし、見た目を見てもほとんど同じで、見た目の区別もつかないというところで、課税する製品か製品でないかという判別の必要が出てくるということになっている中で、どう判別するかというのを検討したのですが、最終的には、今回はAD税がかからない電気亜鉛めっき鉄線であることを申請者に証明してもらった上で、それを税関に提出することで、電気亜鉛めっき鉄線の場合にはAD税はかからないという手続をとることにいたしました。

それで、電気亜鉛めっき鉄線であることの証明というのは、弊省で出すことにいたしまして、今般その電気亜鉛めっき鉄線であることを証明する証明書を発行することを省令で定めまして、具体的な申請、発給プロセスにつきましては、製造産業局長名の通達で定めて、その上で発給された書類を税関に提出してもらおうという手続にさせていただいており

ます。

具体的には、まずどのタイミングであるかというのが一番左でございまして、要するに輸入申告する際に都度で出してもらおう。一回出してずっと使えるというものではなくて、輸入する都度出してもらおうというところで、実際に申請しようとする輸入業者は、まずは省令で定める交付申請書を出していただきつつ、追って出てきますけれども、手続を定めた通達のほうで、申請書と併せて鉄線と亜鉛めっきの間に合金層がないことを証明する試験結果の報告書を出してもらおうことにしてございます。そのほかプラスアルファがあれば、例えば合金層がないことを図で表した断面図といったような、そのプラスアルファの書類の提出が求められるということでございます。

②で、なぜ合金層のあるやなしや、ないことを証明する報告書が必要なのだという点でございすけれども、電気亜鉛めっきと熔融亜鉛めっきの違いを突き詰めていくと、工程上の関係で、熔融亜鉛めっきの場合には、亜鉛と鉄線の中に合金層ができるのですけれども、電気亜鉛めっきの場合は、いわゆる電気分解でめっきをするものですから、そういった合金層ができない。ここが一番大きな両者の違いというところに着目いたしまして、電気亜鉛めっきであれば、合金層ができないということになるので、できないことを証明する報告書を併せて出してもらおうということで申請してもらった上で、弊課で受領して審査して、適切と認められれば証明書を交付する。残念ながら、電気めっきの亜鉛鉄線だと認められないと判断した場合には証明書を交付しないという判断になります。証明書を交付し、電気亜鉛めっき鉄線ということになれば、AD税からは除外され、課税はされない。それが認められなかった場合には、残念ながら課税の対象になるということでございます。

次のページをお願いいたします。これは単にフォーマットですけれども、左のほうが省令で定めている大臣向けの申請書、証明書の発給申請書で、その下のほうに大臣名の証明書と入れながら、この申請書をいただいた上で内部で審査し、下のほうに大臣名で証明しますということで、この左自身をまず税関に出していただくということになります。左の証明書の交付申請書を出す際に、今度は右側、これは通達で定めておりますけれども、交付申請に先立って、先ほど申しあげました鉄線とめっきの間に合金層がないということを証明する試験結果の報告書を出していただいて、これは基本、外部の検査機関にやってもらうことを想定していますが、そういったものを出してもらいつつ、あとは合金層がないということを示した写真みたいなもので示してもらったり、図を出してもらったり、プラスアルファの書類を出してもらった上で、これを申請書とともにいただいた上で、最

後、審査して証明書を発給する。申請された輸入事業者の方々は、その証明書を持って税関で申告すれば課税されないといったプロセスでございます。

簡単ですが、私からの説明は以上になります。

○曾根特殊関税等調査室長 高橋管理官、どうもありがとうございました。

事務局からの説明は以上でございます。

○川瀬小委員長 ありがとうございました。それでは、質疑応答に移りたいと思いますので、委員の皆様方、お差し支えなければカメラをオンにして、御参加をお願いできれば幸いに存じます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、コメントがございましたら、Teamsに「手を挙げる」の機能がついております。それでは、中谷先生からよろしく願いいたします。

○中谷（和）委員 ありがとうございます。1点だけ簡単にコメントさせていただきます。

8ページの3の中国企業からの反論に対する調査当局の見解は、一族が支配しているグループ会社については一事業体として扱うという合理的な判断だと考えます。このようなケースは今回初めてだと思いますけれども、このような企業経営の実態に即した実態的な判断をするということは、Lifting the Corporate Veil、会社のベールをはぐという考え方にも通じるものであり、今後もしこういうケースが出てきた場合には、同様の判断をするということが適切だろうと考えております。

○川瀬小委員長 中谷先生、どうもありがとうございました。渡井委員、よろしく願いします。

○渡井委員 ありがとうございます。御説明をありがとうございました。

1点、質問を申し上げたいと思ったのですが、アンチダンピング関税につきましては、その制度の運用の改善に向けて、この委員会でも様々な議論があったところです。申請に至るまでには、いろいろな問題があるとの指摘がなされてきたところですが、今回はそういった問題をいかにクリアしたのかについて、今後の制度の運用に向けての参考となるような特筆すべき点があれば、お教えいただきたいと思います。

以上でございます。

○川瀬小委員長 そのほかの委員の方、いかがでございましょうか。では、宮本委員、それから和田委員の順番でよろしく願いいたします。

○宮本委員 日本貿易会の宮本でございます。



ちょっと初歩的な質問が2つございます。まず1点目は、今回迂回行為というか、ホウ素を含有させているということなのではございますけれども、これは合法的な行為、要は脱法行為ではないという理解でいいのかどうかという質問が1つです。

2点目は、今回のAD措置の発動ですが、170ページぐらいの膨大な量の調査結果報告書を作られていますこういったAD税の措置を発動した後の結果の有効性に関する評価というのはどういう形で行うのでしょうか。調査にかけた手間ですとか、時間ですとか、コストの観点、そしてこのAD税を発動する期間5年間の、例えば中国、韓国からの輸入量4万3,000トンがどのように減っていくのか等どのタイミングで、こういった結果の有効性の評価をやっていくのかというのを教えていただきたいと思いました。

以上です。

○川瀬小委員長　ありがとうございます。和田委員、お願いします。

○和田委員　ありがとうございます。特に結論について異論があるということではなくて、あくまでもコメントだけなのですが、今回、迂回防止の観点から、類似品も含めて調査対象として丁寧に御対応いただいたことですか、先ほども御指摘がありましたように、コーポレートベールを剥がすといいますか、法人格の別を強調して、これまたアンチダンピングを避けるための意図的なものなのかもしれませんが、実質的に捉えるべき企業、事業者をしっかりと捉えるという御努力をいただいていることは本当にありがたいと思っております。

また、類似のアンチダンピング課税を検討したり、実施しようと思っているほかの国の当局とも情報連携されたと伺っておりますので、そういう点も含めまして、このアンチダンピングの仕組みの実効性を高める努力を継続していただいていることに感謝を申し上げまして、これからも同様に、不当な、このようなアンチダンピング製品が日本のマーケットを乱すことがないように、当局として御尽力いただければありがたいと思っております。

以上です。

○川瀬小委員長　どうもありがとうございました。ここまで中谷先生と和田委員はコメント、それから、渡井委員と宮本委員は御質問ということで御発言がございましたけれども、とりあえずここで一回区切らせていただいてよろしいですか。

では、ここまでのところをまとめて事務局から回答をお願いいたします。

○曾根特殊関税等調査室長　どうもありがとうございます。コメントですとか、御感想につきましては、ありがたく承りたいと思います。

また、御質問につきまして順に申しますと、渡井委員からの御指摘で、今回の調査で参考として特筆すべきような特徴があったのかという御指摘ですけれども、こちらにつきまして、私の個人的な考えとしましては、迂回行為に対してどのように対処するかという点について、今回初めての経験になったわけですが、調査当局として経験を積むことができたのかなと思います。

それから、宮本委員から、今回の迂回行為につきまして合法的な行為かということなのですけれども、基本的には合法だと考えております。ただ、こういったことを看過しておりますと、不当廉売関税をかけても公正が担保されないというところがございますので、一定の対応というのが必要なのかなと思います。

また、宮本委員から、AD関税を賦課した後に、その結果をどのように検証するのかという御指摘をいただきましたけれども、これは何か特別な仕組みですとか期限が決まっているということではないのですが、私どもとしては、不当廉売関税がちゃんと効果を上げているということは見えていく必要がございます、これは部内の問題になりますけれども、輸入モニタリングシステムとあって、貿易統計のデータなどを簡単に把握できるようなシステムを私どもで持っております、こういったものを見て、不当廉売関税をかけられたものが、課税後に輸入がどの程度減っているのかといったことを見たり、あるいは申請企業に対してもヒアリングを行ったりして、効果がちゃんと発揮できているのかというのを見るようにしております。

御質問という点につきましては以上でございます。

○渡井委員　　ありがとうございました。

○川瀬小委員長　　ありがとうございます。宮本委員は今のでお答えになっていきますでしょうか。

○宮本委員　　ありがとうございます。

○川瀬小委員長　　ありがとうございます。あと、宮本委員の御質問で1点、私から補足すると、おそらくこの後、課税の見直しですね、事情変更とかサンセットの見直しが来るところで、当然ですけれども、手続上輸入量の動向とか国内産業の動向の評価はせざるを得ないわけでありますので、そこでどの程度AD措置が有効であったかどうかということの検証にもなると思いますし、また、そんな大がかりな話ではなくて、今、曾根室長からありましたとおり、輸出入量のモニタリングは継続的に行っておりますので、その中でどのぐらいこの措置が有効であったかどうかということについての評価が行われると承知し

ております。

それで、経済産業省のウェブサイトにも出ておりますけれども、毎年、特にコロナの前は企業向けのセミナーをやっておりまして、この委員の中にも御出席いただいた方ももしかしたらいらっしゃるかもしれませんが、2019年10月に行った経産省のセミナーのときには、東ソー日向の社長さんをお招きしてお話を伺いました。以前、東ソー日向さんが御自身の部材についてアンチダンピングの調査開始申請をなされたのですが、企業が目線で、東ソー日向さんの御経験からすると、コストベネフィットでいうと、それがどのぐらい有効だったかということのご経験を、セミナーで集まったほかの企業の皆さんとシェアしていただいたという企画を一度やったことがございます。私も詳細は覚えておりませんが、お話の趣旨としては、当たり前ですが、やるだけの価値はあったというお話をいただきました。

そういう意味においては、特殊関税等調査室にそういう活動つまり、今まで措置を発動した結果、国内産業、特に調査開始申請に携わられた企業は、どのように措置の効果を感じていらっしゃるのかという検証は、ある程度おやりになったほうがいい。

しかも、企業さんのお話で前にこんなようなことをちょっと伺ったような気がするのですが、当時の担当者がもうやめてしまったり、動いてしまったりということもあって、企業も長期的には組織メモリーが落ちていくわけですから、そういう意味では、そうなる前に、措置を打ってから2年後、3年後というところである程度制度的対象企業のヒアリングをやっていくということも、もしかしたら類似の活動は既になさっているのかもしれませんが、そういうものを制度化していくというのも1つ必要なことなのかなと、今、宮本委員の御質問と、それに対する曾根室長の御回答を伺って感じた次第でございます。その点だけ補足させていただきます。

そのほかの委員の皆様方、いかがでございましょうか。

○曾根特殊関税等調査室長　2019年の東ソー日向様に関する御説明というのは、電化二酸化マンガンの件かと思えます。

御指摘のセミナーは、毎年基本的には開催しておりまして、最近はオンラインで開催しているのですが、直近でいいますと、今年の10月にも国内企業向けのセミナーを行いまして、そこで大八化学工業様ですとかA G C様に御出席いただいて、当時の体験談ですとか、あとはその後、その効果がどれくらいあったかということを生の声として御紹介いただいたりしております。

全ての企業ではないかもしれませんが、水面下でもヒアリングするという事だと思いますし、そうした催し物の機会を使って、御指摘とか御意見を申請企業の方から聞いて、その結果を共有するというのが意義があるのかなと思います。

○川瀬小委員長　　そういう活動は非常に大事だと思います。税金を使ってこれだけの大きかりな調査をするわけですから、そのコストベネフィットということではないですけども、どういう実益があるのかというのをユーザー目線で明らかにしていただくということは非常に大事な事なので、そういう活動をぜひ続けていただきたいということを申し上げたいと思います。

そのほかの委員の方、いかがでございましょうか。特に御意見、御発言ございませんでしょうか。それでは、本件の審議はここまでということにいたします。ありがとうございました。活発な御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

大変残念なお知らせでございますけれども、今回をもちまして唯根委員が任期満了により御退任ということになります。長い間、大変お世話になりました。どうもありがとうございました。

それでは、御退任に当たりまして一言、どうぞ御挨拶をお願い申し上げます。

○唯根委員　　ありがとうございます。消費者の立場からということで参加させていただきました唯根です。

本当に長い間、この小委員会に参加させていただいて、消費者側からすれば、自由貿易でお安いものが手に入るほうがいいのではないかと本当に素朴なところから参加させていただきましたけれども、毎回分からないことだらけの報告書をいただくのですが、今回も150ページを超える報告書などを含めまして、情報収集と、その分析と、そしてこうやって報告書にまとめられて結論を出されるという本当に地道な作業を経済産業省さんがなさっていることで、私たちの生活、国内産業を守っているということを実際に知ることができて、本来、私が知った事実を国民のもっとたくさんの方々に知っていただきたいというのをずっと願いながら参加させていただいてきました。

一番ロートルで、次に交代する委員は若返りますから、もっとシビアに、グローバルな視点で見てくれるかもしれませんが、御担当の職員の方々は、2年たたない間にどんどん替わられるというような、本当に短い間にこれだけの資料を集められて、分析されて、結論を出すという、本当に地道な作業をずっと続けてきていただいていること、本当にすばらしいことだと思って、今後も応援したいと思います。

本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

○川瀬小委員長 どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。今後も消費者の視点から——日本は残念ながら、生産者もなのですから、消費者は通商政策にあまり強い関心を示さない国なのです。これはヨーロッパやアメリカと比べてそこは顕著だと思えます。こういう貿易救済だけではなくて、もちろんWTOやTPPとか、そのほか広く通商政策に関して世間の関心を喚起すべく、今後も唯根委員におかれましては、消費者の皆様を啓発するお立場で御活躍をお願いしたいと存じます。どうも本当に長いこと、ありがとうございました。御礼申し上げます。

○唯根委員 ありがとうございました。

○川瀬小委員長 それでは、本日はこれで閉会ということにさせていただきます。それでは、また次の委員会でお目にかかります。そして、唯根委員は本当にお疲れさまでございました。また別の機会にお目にかかることを願っております。

それでは、失礼いたします。

——了——